

京都市指令保障第 号  
年 月 日

様

年度京都市強度行動障害者支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け京都市指令保障第 号で交付決定した 年度京都市強度行動障害者支援事業補助金について、年 月 日付けで提出された事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。